

契 約 書 (案)

業務の名称 平成29年度事業者向け「長寿命化リフォームセミナー」実施・運営業務

履行期間 自 平成 年 月 日
至 平成30年1月31日

開催地 1ヶ所 (●●県)

契約金額 金 円 (消費税込み)

頭書業務について、一般社団法人住宅リフォーム推進協議会 会長 北野 亮を甲とし、一般財団法人 ●●●● 理事長 ●●●●を乙とし、次の事項により請負契約を締結する。

(総 則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の業務（以下、「業務」という。）を完了する。
2. 前項の仕様書に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定める。

(実施業務の内容の変更等)

第2条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において、実施期間を変更する必要があるときは、甲乙協議し決定するものとする。
2. 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(実施期間の延長等)

第3条 乙は、その責に帰することができない事由により実施期間までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して実施期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第4条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費は、乙が負担しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第5条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく仕様書に定める成果物及び完了報告書を甲に提出しなければならない。

2. 甲は、前項の成果物及び完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に甲又は甲の指定した職員により検査を行わなければならない。

(契約金額の支払い)

第6条 乙は、業務が完了し前条第2項に定める検査に合格したときは、甲に対して契約金額の支払を請求することができる。

2. 甲は、前項に基づき、乙の請求書を受理したときは、その日の翌月末に契約金額を支払わなければならない。

(補足)

第7条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保持する。

平成29年 月 日

甲 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング4階
一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会
会 長 北 野 亮

乙 ●●県
一般財団法人 ●●●●
理 事 長 ● ● ● ●

仕 様 書

1. 業務名

平成29年度事業者向けセミナー「長寿命化リフォームセミナー リフォームビジネスに役立つヒント～今、消費者が求めるリフォームとは（仮）～」実施・運営業務

2. 業務内容

「長寿命化リフォーム」を主なテーマとした事業者向けセミナーの実施・運営業務である。

- ・開催規模 1会場
- ・開催時期 平成29年 月 日
- ・開催時間 3時間程度

《主な業務内容》

- ① 開催会場・備品の予約、会場費等の精算
主な備品はプロジェクター、スクリーン、ノートパソコン、マイク、音響設備等
* セミナーの会場の選定は、公共団体推薦会場や駐車場等の有無等を考慮すること
- ② スケジュール作成・管理
日時・会場決め(開催の約2ヶ月以上前)
- ③ 開催告知・広報活動
- ④ 受講申込の名簿作成等管理業務
- ⑤ セミナーに供する教材の保管、会場への配送業務
- ⑥ 式次第、配布物一覧表、会場配布物(テキストを除く)等の印刷業務
- ⑦ 開催当日の会場設営、会場受付、司会進行、講義写真撮影
- ⑧ 講習会報告書の取りまとめ(開催風景の写真添付を含む)
- ⑨ C P D登録に関する業務(受講者の申請受付等)
- ⑩ 当協議会への開催報告
* 講師謝金・旅費、C P D申請費用は当協議会が直接支払うものとする。
* 会場費用は、リ推協宛の請求書を発行できない場合は立替え支払いとする。

3. 成果物等

- ・講習会報告書(書式3) データー式
- ・申込者名簿 データー式
- ・受講者アンケート 一式

以上